

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第866号 平成27年1月20日

酒気帯び運転と免職処分

昨年(平成26年)の12月、札幌地方裁判所で注目される判決が出されました。それは、酒気帯び運転を理由とした懲戒免職処分は重すぎるとして、三笠市職員だった20代の男性が市に処分の取り消しを求めた訴訟に対する判決で、本間健裕裁判長は「飲酒運転に厳罰で臨むことに相応の根拠がある。裁量権の逸脱乱用とはいえない」として、男性の請求を棄却したというものです(平成26年12月4日付北海道新聞から)。

事の次第は、2012年(平成24年)4月、自宅で500ミリリットルの缶ビール6本を飲んだ後に自家用車で外出、岩見沢市内で路肩の雪山に乗り上げる自損事故を起こし、道路交通法違反(酒気帯び運転)で現行犯逮捕されたものです。これに対し三笠市では、「職員全体の信用を著しく傷つけた」として男性職員を免職処分としています。

2006年(平成18年)8月に、福岡市内で発生した、福岡市職員(当時22歳)による悲惨な飲酒運転事故以来、全国的に公務員の飲酒運転に対しては「原則懲戒免職」という厳しい処分が行われるようになりました。

こうした中、私はある人から「人間はそんなに強いものではない。ダメと分かっているのについ飲んで運転してしまうこともある。誰にでもそういう弱い面はあるのではないかと厳罰化の傾向に対して批判的な意見を聞かされた事があります。その方に対して私は、「飲酒運転という事実だけで機械的に懲戒免職というのは厳し過ぎるという考えも分からなくはないが、遵法の先頭に立たなければならない公務員である以上、飲酒運転をすれば免職になると分かった上で飲酒運転を行った確信犯について懲戒免職は当然ではないか」という趣旨のお話をした事を覚えています。

しかしながら、2009年(平成21年)以降、最高裁判所等において「原則懲戒免職」は過酷過ぎるとして免職処分を取り消した判決が相次いで出され、これを受け形での自治体における厳罰化の流れにも変化が見られるようになって来ました。

飲酒運転を原因とする交通事故が後を絶たず、依然として大きな社会問題となっている中で、免職処分を取り消した一連の最高裁判所等の判断は自治体の飲酒運転撲滅の努力に水を差すものではないかと私は感じておりましたので、今回の札幌地方裁判所の判断については、厳罰化を緩和しようとする流れに一定の歯止めを掛ける意味でも歓迎すべきものと思っています。

勿論、今回の札幌地方裁判所の判決においても、「飲酒運転」則「懲戒免職」を容認している訳ではありませんが、「飲酒量や走行距離に鑑みると第三者に被害が生じる恐れがあった」との判断を示し、第三者を巻き込む事故を起こしていなくても免職は相当として三笠市の処分を支持した事は重要だと思います。

我が国の社会は、どちらかという酒飲みには甘い所があります。飲酒運転に対しても「まあ、誰にでもある事だから事故を起こしていないのなら、そんなに厳しく考えなくても」といったような空気感があるように感じます。そうしたおかしな寛容性（甘さ）が、飲酒運転撲滅の妨げとなっているように、私には感じられてなりません。

改めていいますが、飲酒運転は重大事故につながる蓋然性が非常に高く、理由の如何にかかわらず決して許されるものではありません。

飲酒運転で懲戒免職となった三笠市の元職員は、免職処分に不服をいう前に、自分の起こした不祥事の重さを改めて認識すると共に、第三者を巻き込んだ事故を起こさずに済んだという僥倖に感謝すべきでしょう。（塾頭：吉田 洋一）